

山形県議会決算特別委員会会議録（令和六年度決算）

令和七年十月九日（木曜日）午前十一時五十五分 開会

出席委員（三十八名）

石川	涉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛志	委員
石川	平学	委員
阿部	織慶	委員
鈴木	徹子	委員
伊藤	暢ひとみ	委員
石塚	庸文	委員
関江	弓文	委員
阿梅	出日	委員
高橋	津田	委員
佐相	藤田	委員
遠相	藤田	委員
遠菊	藤田	委員
今高	池野	委員
青木	木原	委員
梶原	嵐智淳	委員
五能	登田	委員
柴渢	間吹	委員
矢吉	村橋	委員
高木	村忠	委員
森奥	谷仙	委員
伊船	山誠	委員
欠席	現重	委員
森田	廣人	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子君
副知事	高橋	徹君
副知事	折原	英人君

監査委員	加賀 正和 君
監査委員	小松伸也 君
代表監査委員	柴田 優 君
監査委員	海老名 信乃 君
企業管理者	松澤勝志 君
病院事業管理者	阿彦忠之 君
総務部長	小中章雄 君
みらい企画創造部長	會田淳士 君
防災くらし安心部長	庄司雅人 君
環境エネルギー部長	沖本佳祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋藤恵美子 君
健康福祉部長	酒井雅彦 君
産業労働部長	奥山敦 君
観光文化スポーツ部長	黒田あゆ美 君
農林水産部長	高橋和博 君
県土整備部長	永尾慎一郎 君
会計管理者	柴崎渉 君
財政課長	安孫子幸一 君
教育長	須貝英彦 君
警察本部長	水庭誠一郎 君
人事委員会事務局長	工藤明子 君
労働委員会事務局長	鈴木和枝 君

○高橋（啓）臨時委員長 委員会条例第六条第二項の規定により、私が臨時に委員長の職務を行います。

午前 十一時 五十五分 開会

○高橋（啓）臨時委員長 ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

阿 部	ひ と み	委 員
矢 吹	栄 修	委 員

のお二人にお願いいたします。

これより、委員会条例第五条第二項の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選につきましては、指名推選の方法により私から指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（啓）臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により私から指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。委員長には

能 登 淳	一 委 員
-------	-------

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（啓）臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり能登淳一委員が委員長に決定いたしました。委員長と交代いたします。

[能登委員長、委員長席に着く]

○能登委員長 一言御挨拶申し上げます。ただいま委員の皆様方の御推挙によりまして決算特別委員会委員長の指名をいただきました。委員各位の御協力をいただきこの重責を全うしてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選につきましては、指名推選の方法により私から指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により私から指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。副委員長には

梅 津 庸 成 委 員

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり梅津庸成委員が副委員長に決定いたしました。

これより審査に入ります。

本日の本会議において本特別委員会に付託されました五議案及び十七決算を一括議題に供します。

決算審査の結果について代表監査委員の説明を求めます。柴田代表監査委員。

○柴田代表監査委員 令和六年度山形県歳入歳出決算、山形県流域下水道事業会計決算、山形県公営企業会計決算及び山形県病院事業会計決算の審査の結果と意見の概要について御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算の審査結果について申し上げます。

一般会計及び十の特別会計について審査した結果、歳入歳出決算の計数は正確であると認められました。また、予算の執行、資金の管理及び運用、会計經理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われていると認められました。

次に、審査の意見について四点申し上げます。

一点目は、持続可能な行財政基盤の確立であります。本県の財政状況については、一般会計の県債残高は四年連続で減少したものの、実質公債費比率は上昇しております。今後も多額の財源不足が見込まれるなど、引き続き厳しい状況が想定されております。

こうした中、持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い行財政運営を実現するため、山形県行財政改革推進プラン二〇二五に基づき、歳入においては、県税収入をはじめ多様な財源の確保に努めるとともに、歳出においては、職員一人一人がコスト意識と改善意識を持ちながら、事務事業の見直し・改善やスクラップ・アンド・ビルトを徹底するなど、計画的で効果的な予算執行に努める必要があります。

二点目は、財務事務の適正な執行についてであります。定期監査における指摘及び注意の件数は、前年度に比べて二十四件増の百九件となっております。その主な内容としては、支払いの遅れなど、支出事務が適切でないものが最も多く三十三件、次いで、電子メールの誤った送信など、事務の執行管理体制等が適切でないものが二十三件などであります。

三点目は、内部統制の取組についてであります。令和二年度から実施されている内部統制制度による不備の報告件数は、令和五年度に初めて減少し、今回はほぼ横ばいとなりました。このため、今後も内部統制制度の一層の浸透・定着を図るとともに、不備の発生や再発の防止に向けては、各所属長の適切なマネジメントの下、職員同士のコミュニケーションを円滑にし、進捗状況の共有や協力体制の強化を図るなど、引き続き組織全体として事務の適正な執行が確保されるよう期待いたします。

四点目は、職員の資質向上等であります。行政事務のデジタルツールの導入と活用においては、電子メールの誤送信等の事案も散見されることから、個人情報の保護等に十分留意する必要があります。

また、職員の安全管理はもとより、財務事務の執行においても全ての所属で業務遂行に当たってのマニュアル等の整備状況を確認し、十分な周知・徹底を図ることなどにより、職員全体の一層の資質向上に取り組むほか、行政需要に応じた多様な人材の育成・確保に努めていただきたいと存じます。

今後とも県民に信頼され、自主性・自立性の高い行財政運営に努められるよう期待いたします。

続きまして、公営企業会計決算として、流域下水道事業会計、企業局所管の四事業会計及び病院事業会計決算の審査結果について申し上げます。

審査の結果、各会計とも、決算関係書類は、関係法令に準拠し、企業会計の原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、また、事業は、その目的に沿って運営されていると認められました。

財務に関する事務については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められました。

次に、審査の意見について申し上げます。初めに、流域下水道事業会計について申し上げます。

流域下水道事業については、接続している市町の負担金等を財源として運営しておりますが、人口減少等による下

水道使用料の減収、施設の老朽化に伴う更新・維持管理経費の増加、また、大規模な地震や集中豪雨による浸水等の災害リスクへの対応など、経営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが見込まれます。

このため、山形県流域下水道事業経営戦略二〇三〇（ニーゼロサンゼロ）を着実に推進していくことにより、県民負担増加の抑制を目指すとともに、持続可能な経営基盤の確保に努めるほか、安全対策の一層の強化にも積極的に取り組まれることを期待いたします。

次に、企業局所管の四事業会計について順次申し上げます。

電気事業会計については、持続的な事業運営のため、自己資金の確保を図りながら、電力システム改革への対応及び施設・設備の更新や耐震化対策を計画的に進めていく必要があります。

工業用水道事業会計については、関係機関と連携協力し、新たな供給先の確保に努めるとともに、施設・設備の老朽化や高温・少雨による渇水、また、頻発化する災害リスク等への対策を計画的かつ着実に推進し、工業用水の安定供給を図ることが求められます。

公営企業資産運用事業会計については、緑町会館の修繕等を計画的に進めるほか、県営駐車場の収入確保や県民ゴルフ場の利用拡大等に努める必要があります。

水道用水供給事業会計については、将来の水需要を想定し効率的な経営を図るとともに、施設・設備の老朽化対策や自然災害等に備えた対策、管路の耐震化を確実に進める必要があります。

また、市町村の水道事業統合をはじめとした広域連携の動きや施設・設備の再編に向けた動向などにも留意しながら、安定的な運営に努める必要があります。

これら四事業の経営環境においては、老朽化した設備が相次いで更新時期を迎え、計画的な投資が必要となっている中、企業局では、効果的な資金運用により財源確保に努めているとともに、様々な事業を通して地域貢献に取り組んでおります。

一方、激甚化・頻発化している自然災害による被害を最小限に抑え、安定したサービスを提供するための体制の確立などが課題となっております。さらに、脱炭素化に向けた動きの高まりやエネルギーを巡る情勢の変化、デジタル技術による社会変革の進展など、事業環境は大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、山形県企業局経営戦略に基づき、G X や D Xなどの社会情勢の変化や様々な課題に的確に対応しながら、事業価値をさらに向上させて持続可能な健全経営を行い、本県産業経済の発展と県民福祉の向上に寄与することを期待いたします。

最後に、病院事業会計について申し上げます。

令和六年度の純損益は、二年連続の赤字となり資金不足比率も悪化するなど、依然として厳しい経営状態が続いております。

このため、資金不足等解消計画に基づき、その解消に向けて、病院事業局の職員が一丸となって取り組むとともに、財務基盤の強化と経営健全化を図るため、収益の確保や費用の縮減、業務の効率化などを具体的に進める必要があります。

財務事務の適正化については、内部統制に主体的に取り組むとともに、事務部門と他の部門とが緊密に連携し、情報の伝達・共有を確実に行いながら、O J T等による担当職員へのフォロー等に努める必要があります。

また、医師や専門的な人材の確保・育成については、関係機関との連携を強化しながら、医師の安定的な確保に努めるとともに、医療スタッフや病院の管理運営に関わる専門的な知識を有する人材の確保・育成にも継続して取り組む必要があります。

今後も各病院の役割や機能の明確化を図り、持続的・安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、良質で安心な医療環境を維持・整備し、将来にわたり、県民の医療を守り支える使命を果たすよう期待いたします。

○能登委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

お詫びいたします。ただいま議題となっております五議案及び十七決算の詳細につきましては、お手元に配付の分科会構成表のとおり六分科会を設けてこれに付託し、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

[参 照]

決算特別委員会分科会構成表

分科会	件名	委員
総務 第一委員会室	令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部、第6項の一部及び第7項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く 令和6年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算	梶原、遠藤（寛） 橋本、吉村 木村、森谷 伊藤（重）
文教公安 第二委員会室	令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項の一部	伊藤（香）、相田（光） 梅津、今野 矢吹、高橋（啓） 森田
厚生環境 第六委員会室	令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第5款労働費第1項の一部、第6款農林水産業費第2項の一部及び第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第11款災害復旧費第4項及び第5項、第13款諸支出金第2項 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県病院事業会計決算	石川（正）、五十嵐 石川（涉）、斎藤 佐藤（正）、柴田
農林水産 第五委員会室	令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第6款農林水産業費ただし第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部を除く、第10款教育費第6項の一部、第11款災害復旧費第1項、第2項の一部及び第3項の一部 令和6年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算	相田（日）、遠藤（和） 佐藤（寿）、松井 阿部（恭）、関能登
商工労働観光 第四委員会室	令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第5款労働費ただし第1項の一部を除く、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第10款教育費第1項の一部、第7項の一部及び第8項の一部 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	江口、佐藤（文） 鈴木、菊池 高橋（淳）、船山
建設 第三委員会室	議議第145号 令和6年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 議第146号 令和6年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について 議第147号 令和6年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 議第148号 令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について 議第149号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について	高橋（弓）、阿部（ひ） 石塚、青木 渋間、奥山

	令和6年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第7款商工費第1項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項、第2項の一部、第3項、第4項及び第5項を除く 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 令和6年度山形県流域下水道事業会計決算 令和6年度山形県電気事業会計決算 令和6年度山形県工業用水道事業会計決算 令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計決算 令和6年度山形県水道用水供給事業会計決算	
--	---	--

○能登委員長 次に、分科会の主査、副主査の選任につきまして、私から指名をもって決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認め、私から指名いたします。

議事調査課長をして朗読いたさせます。

○堀井議事調査課長

総務分科会

主　　査	梶　原　宗　明	委　員
副　主　査	遠　藤　寛　明	委　員

文教公安分科会

主　　査	伊　藤　香　織	委　員
副　主　査	相　田　光　照	委　員

厚生環境分科会

主　　査	石　川　正　志	委　員
副　主　査	五十嵐　智　洋	委　員

農林水産分科会

主　　査	相　田　日　出　夫	委　員
副　主　査	遠　藤　和　典	委　員

商工労働観光分科会

主　　査	江　口　暢　子	委　員
副　主　査	佐　藤　文　一	委　員

建設分科会

主　　査	高　橋　弓　嗣	委　員
副　主　査	阿　部　ひとみ	委　員

○能登委員長 以上の方々にお願いいたします。

なお、二十四日及び二十七日は午前十時から所定の会場において各分科会を開会し、二十八日は定刻決算特別委員会を開会し、各分科会主査より審査の経過と結果について報告を求め、総合審査を行います。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 零時 十一分 閉 会